

令和7年改正版「マンション標準管理規約」の修正について

修正発表日	該当条項	修正後（正）	修正前（誤）
R7.12.10	団地型 第45条第2項	前項の通知は、管理組合に対し組合員が届出をしたあて先に発するものとする。ただし、その届出のない組合員に対しては、対象物件内の専有部分の所在地あてに発するものとし、組合員から第33条の3 第2項 の届出があったときは、その届出がされた国内管理人あてに、第77条の4第3項の届出があったときは、その届出がされた所有者不明専有部分管理人あてに発するものとする。	前項の通知は、管理組合に対し組合員が届出をしたあて先に発するものとする。ただし、その届出のない組合員に対しては、対象物件内の専有部分の所在地あてに発するものとし、組合員から第33条の3 第1項 の届出があったときは、その届出がされた国内管理人あてに、第77条の4第3項の届出があったときは、その届出がされた所有者不明専有部分管理人あてに発するものとする。
R7.12.10	団地型 第69条第2項	前項の通知は、管理組合に区分所有者が届出をしたあて先に発するものとする。ただし、その届出のない区分所有者に対しては、対象物件内の専 有部分の所在地あてに発するものとし、区分所有者から第33条の3 第2項 の届出があったときは、その届出がされた国内管理人あてに、第77条の4第3項の届出があったときは、その届出がされた所有者不明専有部分管理人あてに発するものとする。	前項の通知は、管理組合に区分所有者が届出をしたあて先に発するものとする。ただし、その届出のない区分所有者に対しては、対象物件内の専 有部分の所在地あてに発するものとし、区分所有者から第33条の3 第1項 の届出があったときは、その届出がされた国内管理人あてに、第77条の4第3項の届出があったときは、その届出がされた所有者不明専有部分管理人あてに発するものとする。